

# Japan Tax Newsletter

## 平成 30 年度税制改正大綱の概要

デロイトトーマツ税理士法人

2017 年 12 月 22 日号

<Index>			
法人課税	1	所得拡大促進税制の改組	P. 2
	2	情報連携投資等の促進に係る税制の創設	P. 3
	3	租税特別措置の適用要件の見直し	P. 4
	4	収益認識会計基準への対応	P. 5
	5	特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例の創設	P. 6
	6	組織再編税制の適格要件の一部見直し	P. 6
	7	無対価組織再編成の処理の明確化	P. 6
	8	税務手続の電子化等の推進	P. 7
	9	その他の租税特別措置	P. 8
資産課税	1	事業承継税制の特例の創設等	P. 8
	2	一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し	P. 10
	3	中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された機械装置等に関する固定資産税の減免	P. 10
	4	不動産取得税の軽減	P. 11
	5	登録免許税の軽減	P. 11
	6	外国人の出国後の相続税等の納税義務の見直し	P. 11
国際課税	1	恒久的施設(PE)関連規定の見直し	P. 11
	2	外国子会社合算税制(CFC 税制)の見直し	P. 12
	3	その他	P. 14
個人所得課税	1	給与所得控除等の見直し等	P. 14
その他	1	国際観光旅客税の創設等	P. 16

平成 29 年 12 月 14 日、与党より平成 30 年度税制改正大綱(以下「大綱」)が公表され、12 月 22 日に閣議決定された。

大綱では、個人所得課税について大幅な見直しが見込まれるとともに、法人課税については、賃上げ・生産性向上を通じた「生産性革命」の実現に向けた税制措置として、人材投資や設備投資に積極的な法人について税額控除等の拡充を行うこととされている。

一方、賃上げや設備投資に積極的でない大企業については、研究開発税制等の租税特別措置が停止する措置が予定されている。

以下、法人課税において重要と思われる項目を中心に解説を行う。

## 法人課税

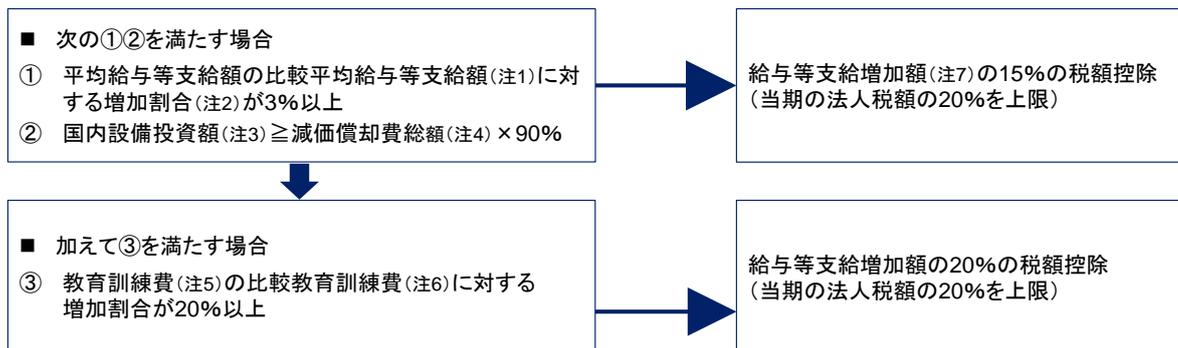
### 1 所得拡大促進税制の改組

#### (1) 大企業における所得拡大促進税制の改組

所得拡大促進税制は平成 30 年 3 月 31 日までに開始する事業年度までで適用期限を迎えるところであったが、この内容を以下のように改正し、適用期限が 3 年間延期され、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度について以下の内容で継続することとされた。

改正後の制度の内容は次の図のとおりであり、高い賃上げと積極的な設備投資をした法人については税額控除を認め、さらに教育訓練費を増加させた法人についてはさらなる税額控除が認められる。

#### 青色申告書提出法人



なお、中小企業者等については(2)により有利な規定が設けられる。

各用語の定義についての大綱における説明は次のとおりである。

(注 1) 平均給与等支給額・比較平均給与等支給額…計算の基礎となる継続雇用者の範囲を見直し、当期及び前期の全期間の各月において給与等の支給がある雇用者で一定のものとされるほか、所要の措置がとられる。なお、計算の基礎となる継続雇用者がいない場合には、上記①の要件は満たさないものとされる。

(注 2) 平均給与等支給額の比較平均給与等支給額に対する増加割合  
= (平均給与等支給額 - 比較平均給与等支給額) ÷ 比較平均給与等支給額

(注 3) 国内設備投資額…法人が当期において取得等をした国内にある減価償却資産となる資産で当期末において有するものの取得価額の合計額。

(注 4) 減価償却費総額…その法人の有する減価償却資産につき当期の償却費として損金経理をした金額(前期の償却超過額等を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む。)をいう。

(注 5) 教育訓練費…国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるための費用で次のものをいう。

- イ その法人が教育訓練等(教育、訓練、研修、講習その他これらに類するものをいう。)を自ら行う場合の外部講師謝金、外部施設等使用料等の費用
- ロ 他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合のその委託費
- ハ 他の者が行う教育訓練等に参加させる場合のその参加に要する費用

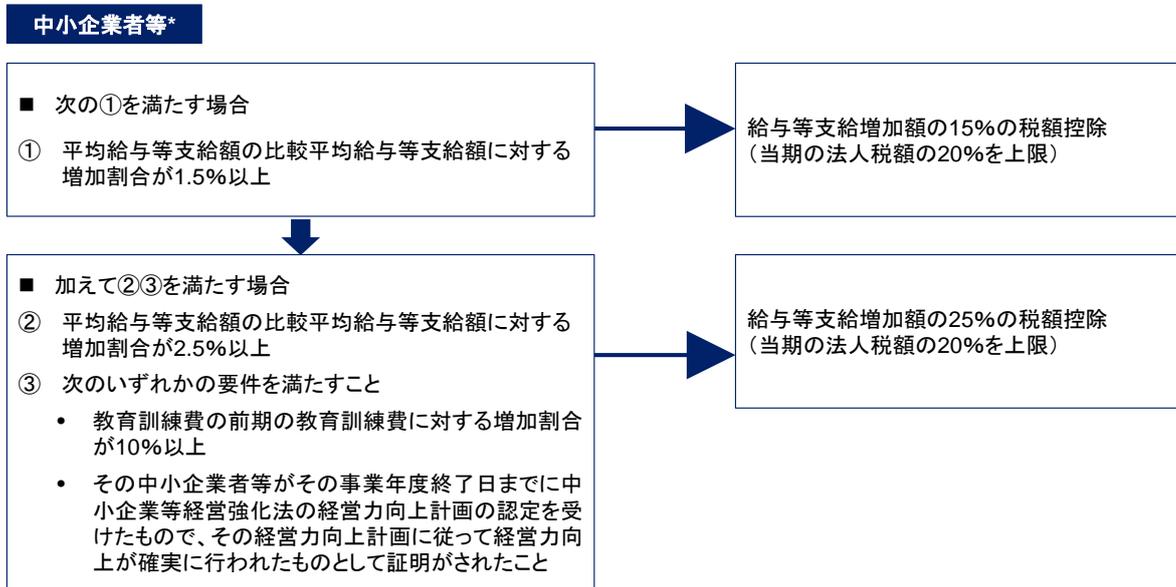
(注 6) 比較教育訓練費…前期及び前々期の教育訓練費の額の年平均額をいう。

(注 7) 給与等支給増加額 = 雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額  
ただし、改組後の地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度の適用がある場合には、現行と同様の調整が行われる。

## (2) 中小企業者等における所得拡大促進税制の改組

青色申告書を提出する中小企業者等については、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度について、(1)より有利な規定が設けられる。

その概要は次の図のとおりである。



\* 中小企業者等＝中小企業者・農業協同組合等  
すなわち、以下を満たす法人が該当する

- 資本金1億円以下
- 発行済株式等の50%以上を同一の大規模法人に所有されていない
- 発行済株式等の3分の2以上が大規模法人に所有されていない
- 適用除外事業者(前3事業年度の平均所得が年15億円超)を除く(平成31年4月1日以後開始事業年度)

## (3) 地方税における措置

### 1) 付加価値割の所得拡大促進税制の改組

付加価値割の所得拡大促進税制が改組され、法人が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たすときは、給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除できることとされる。

- ① 平均給与等支給額の比較平均給与等支給額に対する増加割合が3%以上
- ② 国内設備投資額 $\geq$ 減価償却費総額 $\times$ 90%

### 2) 中小企業者等に係る法人住民税についての所得拡大促進税制の改組

雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度が改組され、法人が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、一定の要件を満たすときに適用できることとされる法人税の税額控除が、中小企業者等に係る法人住民税に適用される。

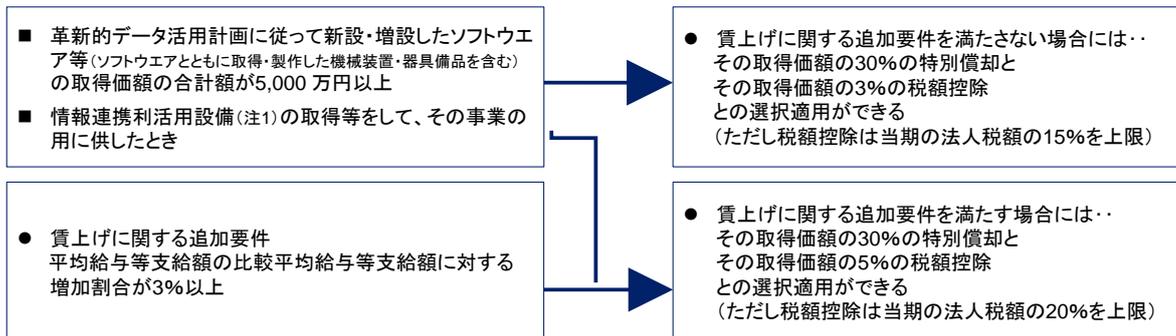
## 2 情報連携投資等の促進に係る税制の創設

### (1) 情報連携投資等の促進に係る税制の創設

生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)の制定を前提に、青色申告書提出法人で同法の革新的データ活用計画(仮称)の認定を受けたものが、同法の施行の日から平成33年3月31日までの間に、その革新的データ活用計画に従ってソフトウェアを新設し、又は増設した場合で、以下の要件を満たす場合には、以下の特別償却又は税額控除を選択できる。

**青色申告書提出法人**

※生産性向上の実現のための臨時措置法の革新的データ活用計画(仮称)の認定を受けたもの



(注1)情報連携利活用設備:上記のソフトウェア・機械装置(注2)・器具備品をいい、開発研究用資産を除く。

(注2)機械装置は、データ連携・利活用(注3)の対象となるデータの継続的かつ自動的な収集を行うもの又はデータ連携・利活用による分析を踏まえた生産活動に対する継続的な指示を受けるものに限る。

(注3)データ連携・利活用とは、革新的データ活用計画に基づく生産性向上の実現のための臨時措置法の革新的データ活用(仮称)のうち一定の要件を満たすものをいう。

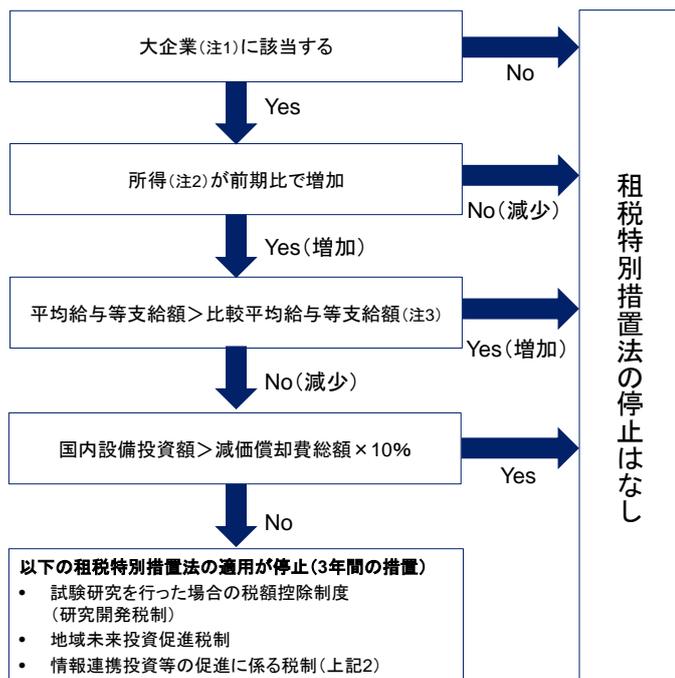
**(2) 地方税における措置**

生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)の制定を前提に、同法の革新的データ活用計画(仮称)の認定を受けた法人が、同法の施行の日から平成33年3月31日までの間に、その革新的データ活用計画に従ってソフトウェアを新設し、又は増設した場合で一定の場合において、情報連携利活用設備の取得等をして、その事業の用に供したときに選択適用できることとされる法人税の特別償却が法人住民税及び法人事業税に、税額控除が中小企業者等に係る法人住民税に適用される。

**3 租税特別措置の適用要件の見直し**

大企業が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において、前期比で所得が増加しているにもかかわらず、賃上げや設備投資に積極的でないと判定される場合には、その事業年度については、研究開発税制その他の一定の税額控除を適用できないこととされる。

概要は次の図のとおりである。



(注1)大企業=中小企業者・農業協同組合等以外の法人すなわち、以下のような法人が大企業に該当する

- 資本金1億円超
- 発行済株式等の50%以上を同一の大規模法人に所有されている
- 発行済株式等の3分の2以上が大規模法人に所有されている
- 適用除外事業者(前3事業年度の平均所得が年15億円超)(平成31年4月1日以後開始事業年度)

(注2)所得の金額は、欠損金の繰越控除前の金額とするほか、必要な調整が行われる。なお、受取配当等の益金不算入、外国子会社から受ける配当等の益金不算入等は調整を行わない。

(注3)平均給与等支給額・比較平均給与等支給額の計算の基礎となる継続雇用者がいない場合にはこの要件は満たすものとされる。

## 4 収益認識会計基準への対応

### (1) 背景

収益認識に関する会計基準(案)及び同基準の適用指針(案)(以下「収益認識会計基準」)は平成 29 年 7 月 20 日に企業会計基準委員会により公表され、10 月 20 日までの意見募集を経て、平成 30 年 3 月までの最終基準化を目標に検討が行われているところである。収益認識会計基準が成立した場合、平成 33 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から強制適用されるが、平成 30 年 4 月 1 日以後開始する事業年度又は平成 30 年 12 月 31 日以後に終了する事業年度からの早期適用も可能となる見込みである。我が国の法人税の計算は基本的に企業会計準拠主義によっており、会計における収益認識に関する基準の変更は法人税の所得計算にも影響を及ぼすため、その対応として、税務上の収益計上の金額・時期の確認が行われるものである。

### (2) 法人税における収益の認識等についての措置の概要

#### 1) 収益の計上金額の原則

資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供(以下「資産の販売等」)に係る収益の額として所得の金額の計算上益金の額に算入する金額は、原則として、その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの際における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額とすることが法令上明確化される。

この場合において、引渡しの際における価額又は通常得べき対価の額は、貸倒れ又は買戻しの可能性がある場合においても、その可能性がないものとした場合の価額とされ、この点は税務独自の判断が維持される。

また、資産の販売等に係る収益の額については、実質的な取引の単位に区分して計上できることとするとともに、値引き及び割戻しについて、客観的に見積もられた金額を収益の額から控除することができることとされる。

#### 2) 収益の計上時期の原則

資産の販売等に係る収益の額は、原則として目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されることが法令上明確化される。

#### 3) 近接する日に経理される場合

資産の販売等に係る収益の額につき一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って上記 2)の日に近接する日の属する事業年度の収益の額として経理した場合には、上記 2)にかかわらず、当該資産の販売等に係る収益の額は、原則として当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入することが法令上明確化される。

### (3) 返品調整引当金の廃止

返品調整引当金制度は、廃止される。これは、収益認識会計基準により会計上の計上が認められなくなるためと考えられる。

なお、平成 30 年 4 月 1 日において返品調整引当金制度の対象事業を営む法人については、平成 42 年 3 月 31 日までに開始する事業年度については、以下のとおり経過措置が設けられる。

事業年度	経過措置の内容
平成 33 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度	現行どおりの損金算入限度額による引当てが認められる
平成 33 年 4 月 1 日から平成 42 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度	現行法による損金算入限度額に対して 1 年ごとに 10 分の 1 ずつ縮小した額の引当てを認める等の経過措置がとられる

### (4) 長期割賦販売等に係る延払基準の廃止

長期割賦販売等に該当する資産の販売等について延払基準により収益の額及び費用の額を計算する選択制度は、廃止される。これは、収益認識会計基準により会計上適用が認められなくなるためと考えられる。

なお、平成 30 年 4 月 1 日前に長期割賦販売等に該当する資産の販売等を行った法人については、以下のとおり経過措置が設けられる。

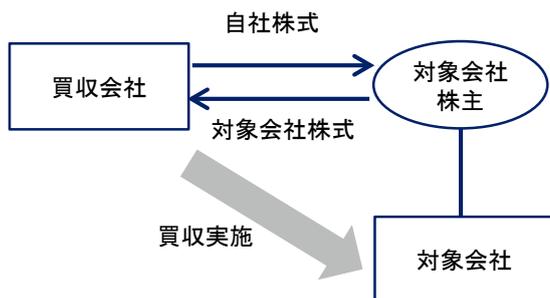
事業年度	経過措置の内容
平成 35 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度	現行の延払基準により収益の額及び費用の額を計算することが認められる
平成 30 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度	延払基準の適用をやめた場合の繰延割賦利益額を 10 年均等で収益計上する等の経過措置がとられる

なお、ファイナンス・リース取引並びに関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権の設定の対価については、現行どおりとされる。

## 5 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、法人が、同法の特別事業再編計画(仮称)の認定を同法の改正法の施行の日から平成33年3月31日までの間に受けた事業者の行ったその特別事業再編計画に基づく産業競争力強化法の特別事業再編(仮称)により、その有する株式(出資を含む。)を譲渡し、その認定を受けた事業者の株式の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べることとされる(所得税についても同様とされる。)

この改正により、自社株式を対価とした公開買付けなど、任意の株式の交換について、交換に応じた株主に対する譲渡損益課税の繰延措置が講じられる。



出典:平成30年度税制改正に関する経済産業省要望

- (現行) 対象会社株主に譲渡益課税・譲渡所得課税
- (改正案) 対象会社株主に譲渡益課税・譲渡所得課税の繰延措置

## 6 組織再編税制の適格要件の一部見直し

### (1) 適格株式分配前に当初の組織再編成が行われる場合の完全支配関係の継続要件

完全支配関係がある法人間で行われる当初の組織再編成の後に適格株式分配を行うことが見込まれている場合の当初の組織再編成の適格要件のうち完全支配関係の継続要件について、その適格株式分配の直前の時までの関係により判定することとされる。

項目	現行	改正案
適格株式分配を行うことが見込まれている場合の当初の組織再編成の適格要件のうち完全支配関係の継続要件	単独新設分社型分割及び単独新設現物出資後に適格現物分配を行うことが見込まれている場合については、その適格株式分配の直前の時までの関係により、完全支配関係の継続要件が判定される	単独新設分社型分割及び単独新設現物出資だけではなく、完全支配関係がある法人間で行われる当初の組織再編成の後に適格株式分配を行うことが見込まれている場合が追加される

### (2) 多段階組織再編成についての従業者従事要件及び事業継続要件

当初の組織再編成の後に完全支配関係がある法人間で従業者又は事業を移転することが見込まれている場合にも、当初の組織再編成の適格要件のうち従業者従事要件及び事業継続要件を満たすこととされる。

当初の組織再編成の後に他の組織再編成が行われることが見込まれている場合、当初の組織再編成における適格要件のうち、従業者の引継ぎや事業の継続等の判定において、要件を満たすことができない事態となる場合がある。現行では、合併・分割・現物出資については、当初の組織再編成の後、適格合併が複数回見込まれている場合のみが考慮されている。

## 7 無対価組織再編成の処理の明確化

いわゆる無対価組織再編成について、適格組織再編成となる類型の見直しが行われるとともに、非適格組織再編成となる場合における処理の方法が明確化される。

## 8 税務手続の電子化等の推進

### (1) 法人税・消費税等の申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設

大法人の提出する法人税・消費税等の申告書等について、平成 32 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度・課税期間について、電子情報処理組織を使用する方法(eTAX 等)による提供が義務化される。

概要は次の表のとおりである。

	法人税及び地方法人税	法人住民税及び法人事業税	消費税
対象となる大法人	内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社		左記に加え、国及び地方公共団体
申告書の提出	申告書に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax 等)による提供を義務化		
申告書の添付書類の提出	添付書類の記載事項について、電子情報処理組織を使用する方法又は当該事項を記録した光ディスク等を提出する方法による提供を義務化	添付書類の記載事項について、電子情報処理組織を使用する方法による提供を義務化	
やむを得ない事情による書面提出	電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合において、書面により申告書を提出することができると認められるときは、納税地の所轄税務署長の承認を受けて、申告書及び添付書類を書面により提出することとする。地方税の宥恕措置については、国税における措置等を踏まえて検討される。		
適用時期	平成 32 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度・課税期間について適用		
電子申告されない場合の取扱い	上記以外の理由により電子申告がなされない場合には無申告又は不申告として取り扱うこととされる。ただし、現在の運用上の取扱いを踏まえ、期限内に申告書の主要な部分が電子的に提出されていれば無申告加算税は課さない取扱いとされる。申告書の主要な部分以外の書類の電子提出の確保策については、施行後の電子的な提出状況等を踏まえ、そのあり方が検討される。		

### (2) その他電子化促進のための環境整備

#### 1) 第三者作成書類の添付省略

取用等・換地処分等に伴う圧縮記帳の適用を受ける場合に確定申告書等に添付することとされている第三者作成書類については、添付することに代えて保存することにより、制度の適用が認められることとされる。

#### 2) 大法人以外の申告書添付書類の光ディスク等による提供

大法人以外の法人の申告書添付書類について、その記載事項を記録した光ディスク等を提出する方法により提供することができることとされる。この改正は、平成 32 年 4 月 1 日から施行される。

#### 3) 連結子法人の個別帰属額等の届出についての見直し

- 連結親法人が連結子法人の個別帰属額等について、電子情報処理組織を使用する方法又は光ディスク等を提出する方法により当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提供した場合には、連結子法人が当該個別帰属額等を記載した書類を当該連結子法人の本店等の所轄税務署長に提出したものとみなされる。この改正は、平成 32 年 4 月 1 日以後に終了する連結事業年度について適用される
- 更正の場合の個別帰属額等の異動の届出を不要とされる。この改正は、平成 32 年 4 月 1 日以後の個別帰属額等の異動について適用される

#### 4) 連結子法人による届出等の提出省略

次の書類について、連結子法人となる法人又は連結子法人による提出が不要となる。連結親法人となる法人又は連結親法人が同内容の申請書・届出書を提出するものであるため、重ねての提出を不要とするものである。

- イ 連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書
- ロ 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類

ハ 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

(注)この改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた事実について適用される。

#### 5) 自署押印制度の廃止

法人税、地方法人税、及び法人事業税等の申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印制度が廃止される。

#### 6) 消費税における適格簡易請求書の電磁的記録による提供

適格簡易請求書の交付について、書面による交付に代えて当該適格簡易請求書の記載事項に係る電磁的記録を提供できることとされる。

(注)この改正は、平成 35 年 10 月 1 日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用される。

## 9 その他の租税特別措置

### (1) 地方拠点強化税制の見直し

#### 1) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期限の延長

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期限が 2 年延長される。

#### 2) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度

特定の地域において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度(雇用促進税制)のうち同意雇用開発促進地域に係る措置は廃止される。

これに伴い、同制度のうち地方事業所基準雇用者数に係る措置及び地方事業所特別基準雇用者数に係る措置が地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度に改組されるとともに、要件等の見直しが行われ、その適用期限が 2 年延長される。

#### 3) 地方活力向上地域特定業務施設整備計画についての見直し

地域再生法等の改正及び運用の適正化を前提に、地方活力向上地域特定業務施設整備計画につき、要件の見直しが行われる。

### (2) 企業主導型保育施設用資産の割増償却

青色申告書を提出する法人が、平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合には、3 年間 12% (建物等及び構築物については、15%) の割増償却ができることとされる。

### (3) その他租税特別措置の新設

以下のような設備を取得等した場合の特別償却や税額控除が新設される。

- 高度省エネルギー増進設備等の特別償却又は税額控除
- 再生可能エネルギー発電設備等の特別償却
- 情報流通円滑化設備の特別償却(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の認定を受けたもの)

## 資産課税

### 1 事業承継税制の特例の創設等

円滑な事業承継の促進のため、時限立法として事業承継税制の特例が新たに創設され、現行の事業承継税制についても対象となる非上場株式会社等が拡充される他、所要の措置が講じられる。

以下の改正は、平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日までの間に贈与又は相続若しくは遺贈(以下:「贈与等」)により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用される。

#### (1) 非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例制度の創設

##### 1) 要件の緩和等

特例後継者(仮称)(注 1)が、特例認定承継会社(仮称)(注 2)の代表権を有していた者から、贈与等により当該特例認定承継会社の非上場株式を取得した場合には、その取得したすべての非上場株式に係る課税価格に対応する贈与税又は相続税の全額について、その特例後継者の死亡の日等までその納税が猶予される。

項目	現行	創設される特例
適用対象	取得した非上場株式の発行済議決権株式等の最大3分の2が対象	取得した非上場株式の発行済株式のすべてが対象
雇用確保要件	承継後5年間平均8割の雇用維持の要件を満たさなくなった場合、全額納付(本税+利子税)	左記の雇用確保要件を満たさない場合であっても、一定の書類の提出等を条件に納税猶予の期限は確定しない
猶予期間	贈与者又は経営承継相続人等の死亡の日等まで	特例後継者の死亡の日等まで
猶予割合	贈与税:適用対象の課税価格に係る税額の100% 相続税:適用対象の課税価格に係る税額の80%	贈与税:適用対象の課税価格に係る税額の100% 相続税:適用対象の課税価格に係る税額の100%

(注1) 特例後継者とは、特例承継計画(仮称)(注3)に記載された特例認定承継会社の代表権を有する後継者で、同族関係者と合わせて総議決権数の過半数を有し、かつ、当該同族関係者のうち、議決権を最も多く有する者をいう。特例承継計画に記載された当該後継者が2名又は3名以上の場合には、当該議決権数において、それぞれ上位2名又は3名の者(当該総議決権数の10%以上を有する者に限る。)をいう。

(注2) 特例認定承継会社とは、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に特例承継計画を都道府県に提出した会社で、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けたものをいう。

(注3) 特例承継計画とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画で、特例認定承継会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたものをいう。

## 2) 承継後の負担の軽減

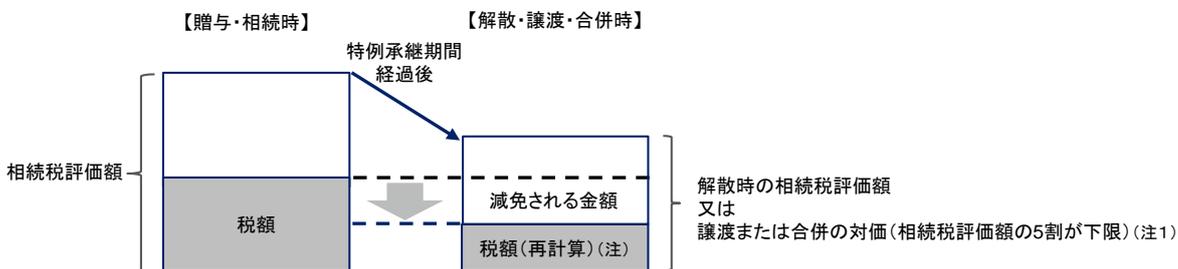
経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、特例承継期間経過後に、特例認定承継会社の非上場株式の譲渡をするとき、特例認定承継会社が合併により消滅するとき、特例認定承継会社が解散をするとき等には、納税猶予税額が免除される。

項目	現行	創設される特例
減免制度	譲渡・解散した場合には贈与税・相続税を全額納付	経営環境の変化を示す一定の要件(注4)を満たす場合に譲渡・解散した場合にはその時点の株式価値で税額を再計算して差額が減免

(注4) 経営環境の変化を示す一定の要件とはいずれかの場合をいう。

- ① 直前の事業年度終了の日以前3年間のうち2年以上赤字である場合
- ② 直前の事業年度終了の日以前3年間のうち2年以上売上高が前年より減少している場合
- ③ 直前の事業年度終了の日における有利子負債の額が売上高の6月分に相当する額以上である場合
- ④ 類似業種の上場会社の株価(直前の事業年度終了の日以前1年間の平均)が、前年平均より下落している場合
- ⑤ 特例後継者が特例認定承継会社における経営を継続しない特段の理由があるとき(譲渡・合併のみ)

解散・譲渡時に減免される金額は下図のように計算される。



(注) 直前配当等の額は税額に加算される。なお、直前配当等の額とは過去5年間の配当及び過大役員給与等に相当する額をいう。

(注1) 譲渡または合併の対価が当該譲渡又は合併の時の相続税評価額の50%に相当する額を下回る場合、譲渡または合併後2年を経過する日において、一定の要件(注2)を充足する場合には、担保提供を条件に、再計算後の税額と再々計算後の税額との差額が減免される。

再々計算後の税額は、実際の譲渡又は合併の対価の額を基に再々計算した贈与税額等と直前配当等の額との合計額(合併の対価として交付された吸収合併存続会社等の株式の価額に対応する贈与税額等は除かれる。)とされる

(注2) 一定の要件とは以下のいずれを充足する場合をいう。

- ① 譲渡後の特例認定承継会社又は吸収合併存続会社等の事業が継続すること
- ② 上記①の会社において、特例認定承継会社の譲渡又は合併時の従業員の半数以上の者が雇用されていること

### 3) 事業承継対象者の拡大

事業承継税制の適用対象者が拡大される。

項目	現行	創設される特例
納税猶予の適用対象者	先代経営者1人から後継者1人への承継のみ認められる。	先代経営者複数人から後継者1人への承継(注5、注6)及び先代経営者1人から後継者最大3人(注1)への承継も認められる。
相続時精算課税の適用者	贈与者が贈与をした年の1月1日において60歳以上であり、受贈者が贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の贈与者の推定相続人又は孫	特例後継者が贈与者の推定相続人以外の者(その年1月1日において20歳以上である者に限る。)であり、かつ、その贈与者が同日において60歳以上の者である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができる。

(注5) 特例後継者が特例認定承継会社の代表者以外の者から贈与等により取得する特例認定承継会社の非上場株式についても、特例承継期間(仮称)(5年)内に当該贈与等に係る申告書の提出期限が到来するものに限り、本特例の対象とされる。

(注6) 現行の事業承継税制(非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予)についても、納税猶予の対象となる非上場株式と同様に、複数の贈与者からの贈与等が対象とされる。

## 2 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

### (1) 一般社団法人等に対して贈与等があった場合の贈与税等の課税の見直し

個人から一般社団法人又は一般財団法人(公益社団法人等、非営利型法人その他一定の法人を除く。(以下:「一般社団法人等」))に対して財産の贈与等があった場合の贈与税等の課税については、贈与税等の負担が不当に減少する結果とならないものとされる現行の要件のうちいずれかを満たさない場合に贈与税等が課税されることになるよう規定が明確化される。

上記の改正は、平成30年4月1日以後に贈与又は遺贈により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用される。

### (2) 特定の一般社団法人等に対する相続税の課税

特定一般社団法人等(注)の役員(理事に限られる。以下同じ。)である者(相続開始前5年以内のいずれかの時ににおいて特定一般社団法人等の役員であった者を含む。)が死亡した場合には、当該特定一般社団法人等が、当該特定一般社団法人等の純資産額をその死亡の時ににおける同族役員(被相続人を含む。)の数で除して計算した金額に相当する金額を当該被相続人から遺贈により取得したものとみなして、当該特定一般社団法人等に相続税が課税される。この改正により特定一般社団法人等に相続税が課税される場合には、その相続税の額から、贈与等により取得した財産について既に当該特定一般社団法人等に課税された贈与税等の額が控除される。

(注) 相続開始の直前における同族役員数の総役員数に占める割合が2分の1を超える一般社団法人等又は相続開始前5年以内において、同族役員数の総役員数に占める割合が2分の1を超える期間の合計が3年以上である一般社団法人

上記の改正は、原則として平成30年4月1日以後の一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税について適用される。ただし、同日前に設立された一般社団法人等については、平成33年4月1日以後の当該一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税について適用され、平成30年3月31日以前の期間は同族役員数の総役員数に占める割合が2分の1を超える期間に該当しないものとされる。

## 3 中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された機械装置等に関する固定資産税の減免

生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)の制定を前提に、市町村の導入促進基本計画(仮称)に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画(仮称)に記載された一定の機械・装置等であって、生産、販売活動等の用に直接供されるもののうち、同法の施行の日から平成33年3月31日までの間において取得されるものに係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格にゼロ以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置がとられる。

上記の特例措置の創設に伴い、中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき中小事業者等が取得する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、適用期限をもって廃止される。

## 4 不動産取得税の軽減

中小企業等経営強化法の改正を前提に、中小事業者等が同法に規定する認定経営力向上計画(仮称)に従って譲渡を受ける一定の不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置が平成32年3月31日までとられる。

## 5 登録免許税の軽減

中小企業等経営強化法の改正を前提に、同法に規定する経営力向上計画(仮称)の認定(同法の改正法の施行の日から平成32年3月31日までの間にされたものに限る。)を受けた認定事業者が、当該計画に基づき行う次に掲げる登記に対する登録免許税の税率を、次のとおり軽減する措置がとられる。

- ① 合併による不動産の所有権の移転登記 1,000分の2(本則 1,000分の4)
- ② 分割による不動産の所有権の移転登記 1,000分の4(本則 1,000分の20)
- ③ その他の原因による不動産の所有権の移転登記 1,000分の16(本則 1,000分の20)

## 6 外国人の出国後の相続税等の納税義務の見直し

平成29年度税制改正においては、国外に住所を有する外国人が短期滞在の外国人(※1)から相続又は贈与により国外財産を取得した場合には、国外財産については相続又は贈与税の課税対象から外されることとされた一方で、国外に住所を有する外国人同士の間で相続又は贈与であっても被相続人又は贈与者が短期滞在の外国人(※2)に該当しない場合は国外財産についても相続税又は贈与税の課税対象となることとされた。

(※1) 出入国管理及び難民認定法別表第1の在留資格の者で、過去15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下のもの

(※2) 日本国籍のない者で、過去15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下のもの

平成30年度税制改正においては、高度外国人材等の受入れと長期間の滞在をさらに促進する観点から、過去に国内に長期間住所を有していた外国人が出国後にいった相続・贈与についても、次のとおり、一定の贈与を除き、原則として国外財産が相続税又は贈与税の課税対象から外される予定である。

具体的には、相続開始又は贈与の時に国外に住所を有する日本国籍を有しない者等が、国内に住所を有しないこととなった時前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年を超える被相続人又は贈与者(当該期間引き続き日本国籍を有していなかった者であって、当該相続開始又は贈与の時に国内に住所を有していないものに限る。)から相続若しくは遺贈又は贈与により取得する国外財産については、相続税又は贈与税を課さないこととされる。

ただし、当該贈与者が、国内に住所を有しないこととなった日から同日以後2年を経過する日までの間に国外財産を贈与した場合において、同日までに再び国内に住所を有することとなったときには、当該国外財産に係る贈与税が課されることになる。

(注) 上記の改正は、平成30年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用される。

# 国際課税

## 1 恒久的施設(PE)関連規定の見直し

PEを巡る国際的な動向として、企業がPE認定されない活動のみを行うこと等による、PE認定の人為的回避に対処するため、BEPS行動7において、PE認定の人為的回避防止措置が盛り込まれた。同措置を盛り込んだBEPS防止措置実施条約(MLI)が合意され、我が国は平成29年6月に署名した。最新の二国間条約において、同措置を踏まえた定義を採用している。また、同措置を踏まえOECDモデル租税条約が平成29年11月に改訂された。

### (1) PEの定義の見直し(PE認定の人為的回避防止措置の導入等)

我が国の国内法におけるPEの定義について、人為的回避防止措置に対応する等、国際的スタンダードに合わせて、次の見直しが行われる。

項目	現行	改正案
代理人 PE	<ul style="list-style-type: none"> <li>常習代理人(非居住者又は外国法人(「非居住者等」という。)のために、その事業に関し反復して契約を締結する代理人。ただし、国際航空運送協会(IATA)に加盟するなどの同業者代理人は除かれる)</li> <li>在庫保有代理人</li> <li>注文取得代理人</li> </ul> ただし、独立代理人は除かれる	代理人 PE の範囲に、国内において非居住者又は外国法人(「非居住者等」という。)のために、その事業に関し反復して契約を締結し、又は一定の契約の締結のために反復して主要な役割を果たす者で、これらの契約が非居住者等の資産の所有権の移転等に関する契約である場合における当該者が加えられる  独立代理人の範囲から、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する者(注 1)に代わって行動する者が除外される  <ul style="list-style-type: none"> <li>在庫保有代理人及び注文取得代理人の定義に関する規定が削除される</li> <li>同業者代理人に関する措置が廃止される</li> </ul>
支店 PE	支店、事務所、工場等 ただし、下記が除かれる <ul style="list-style-type: none"> <li>資産の購入のためにのみ使用する場所</li> <li>資産の保管のためにのみ使用する場所</li> <li>補助的な活動のためにのみ使用する場所</li> </ul>	保管、展示、引渡しその他の特定の活動を行うことのみを目的として使用する事業を行う一定の場所等は、その活動が非居住者等の事業の遂行にとって準備的又は補助的な機能を有するものである場合に限り、PE に含まれないものとされる(注 2)
建設 PE	1 年超の建設工事現場等	建設 PE の期間要件について、契約を分割して建設工事等の期間を 1 年以下とすることにより建設 PE を構成しないことがその契約の分割の主たる目的の一つであった場合には、分割された期間を合計して判定される

(注 1)「密接に関連する者」とは、その個人又は法人との間に直接・間接の持分割合 50%超の関係その他の支配・被支配の関係にある者をいう。

(注 2)この取扱いは、事業を行う一定の場所を有する非居住者等と密接に関連する者(注 1)が当該一定の場所等において事業活動を行う等の場合において、当該一定の場所等がその者の PE を構成する等の一定の要件に該当するとき(当該事業活動が一体的な業務の一部として補助的な機能を果たすときに限る。)は、当該一定の場所については、適用されない(PE に含まれる)。

## (2) 租税条約上の PE の定義と異なる場合の調整規定の整備

我が国が締結した租税条約において、国内法上の PE と異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける非居住者等については、その租税条約上の PE が国内法上の PE とされる。外国居住者等所得相互免除法についても同様とされる。

## (3) 適用関係

平成 31 年分以後の所得税及び平成 31 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用される。

## 2 外国子会社合算税制(CFC 税制)の見直し

平成 29 年度税制改正において大きく改正された CFC 税制について、追加的に次の見直しが行われる。

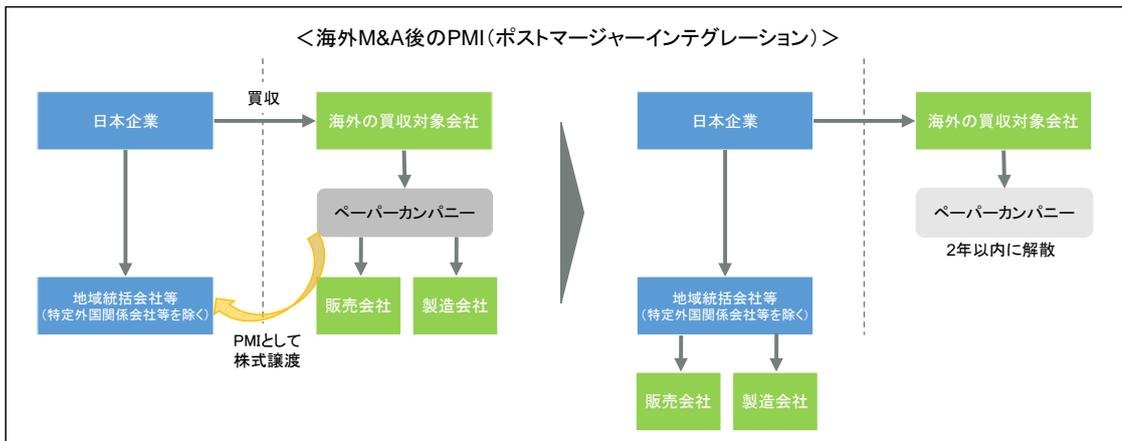
### (1) 一定の株式譲渡益の適用対象金額(会社単位の合算課税)からの控除

一定の特定外国関係会社又は対象外国関係会社(以下:「特定外国関係会社等」)が、外国関係会社に該当することとなった外国法人の統合に関する基本方針及び統合に伴う組織再編の実施方法等を記載した計画書に基づいて、一定の期間内にその有する対象株式等の譲渡をした場合において、下記の要件を満たすときは、その対象株式等の譲渡による利益の額(注)を、当該譲渡をした特定外国関係会社等の適用対象金額の計算上控除することとされる。

(注)対象株式等を発行した外国関係会社の合併、解散による残余財産の分配その他の事由に伴って特定外国関係会社等において生ずる対象株式等の譲渡による利益の額が除かれる。

項目	要件
対象株式等の譲渡者(売手)	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定外国関係会社又は対象外国関係会社(一定の内国法人が株主等である特定外国関係会社又は対象外国関係会社を除く。)(「特定外国関係会社等」)</li> <li>その譲渡の日から2年以内に当該譲渡をした特定外国関係会社等の解散が見込まれること等</li> </ul>
対象株式等の譲受者(買手)	当該特定外国関係会社等に係る内国法人又は他の外国関係会社(特定外国関係会社等に該当するものを除く。)
対象株式等	外国関係会社(特定外国関係会社等に該当するものを除く。)の株式等で特定関係発生日に有するもの
譲渡期間	<p>居住者等株主等による当該特定外国関係会社等に係る直接・間接の株式保有割合等が50%を超えることとなった場合における当該超えることとなった日(以下:「特定関係発生日」)から原則として当該特定関係発生日以後2年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度</p> <p>ただし、特定外国関係会社等の平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始する各事業年度については、特定関係発生日から当該特定関係発生日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度</p>

本改正案によると、下図のような海外 M&A 後の PMI(ポストマージャーインテグレーション)に係る株式譲渡益について、本邦 CFC 税制による合算課税を受けないこととなる。



## (2) 無税国に所在する外国関係会社の租税負担割合

無税国に所在する外国関係会社の租税負担割合は、その外国関係会社に係る各事業年度の租税の額の所得の金額(決算に基づく所得の金額につき、税法がある国に所在する外国関係会社が計算する場合と同様の調整を加えて計算した額)に対する割合とされる。この場合において、その外国関係会社が受ける配当等の額があるときは、その配当等の額はその所得の金額から減算することとされ、その所得の金額がないとき又は欠損の金額となるときは、その外国関係会社に係る租税負担割合は零とされる。本改正案により、無税国に所在する外国関係会社の租税負担割合の算定方法が明確化される。

## (3) 経済活動基準

株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち外国金融子会社等に相当する金融持株会社について、事業基準を満たすこととされる。

## (4) 部分合算課税制度

### 1) 関連者等に対する金銭の貸付けに係る利子

部分合算課税の対象としないこととされる関連者等に対する金銭の貸付けに係る利子について、その関連者等の範囲から個人が除外される。

## 2) 解散した外国金融子会社等に係る部分適用対象金額

外国金融子会社等である部分対象外国関係会社が解散により外国金融子会社等に該当しない部分対象外国関係会社に該当することとなった場合には、その該当することとなった日から原則として同日以後3年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度の一定の金融所得について、部分合算課税の対象としないこととされる。

## 3) 外国金融子会社等に該当する保険子会社の要件

英国ロイズ市場において、現地の法令に従って設立された保険引受子会社と管理運営子会社が一体となって保険業を営む場合には、これらを一体として外国金融子会社等の該当要件の判定を行うこととされる。

英国ロイズ市場以外で、保険委託者と保険受託者を別会社とした上で、現地の法令に従って、これらが一体となって保険業を営む場合も同様とされる。

## 4) 外国金融子会社等に該当する外国金融持株会社の要件

一の内国法人による100%保有要件、外国金融機関等に対する経営管理要件及び経営管理業務従事要件の対象や75%要件(総資産の帳簿価額のうちに外国金融機関等の株式等の帳簿価額の占める割合が75%を超える旨の要件)等について見直しが行われる。

## (5) 二重課税調整

内国法人が合算課税の適用を受ける場合に、外国関係会社に対して課された我が国の所得税及び法人税(「所得税等」)、地方法人税及び法人住民税(現行:所得税等)の額のうち合算対象とされた所得に対応する部分に相当する金額をその内国法人の法人税及び地方法人税(現行:法人税)の額から控除することとされる。なお、控除しきれなかった金額は、法人住民税の額から控除することとされる。

## (6) 適用関係

外国関係会社の平成30年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

## 3 その他

### (1) 特定目的会社の利益の配当等に係る二重課税調整の改正

- ① 特定目的会社の利益の配当の額に係る所得税の額から控除する外国法人税(その特定目的会社が納付した外国法人税をいう。)の額は、当該利益の配当の額に係る所得税の額に当該特定目的会社の外貨建資産への運用割合を乗じた額が限度とされる。
- ② 特定目的会社の利益の配当の額に係る所得税の額から控除された外国法人税の額のうち、その支払を受ける者の利益の配当の額に対応する部分の額に相当する金額は、その者のその年分の所得税の額から控除できるとされる(法人税についても同様とされる。)
- ③ 上記②の支払を受ける者がその支払を受ける特定目的会社の利益の配当の額に係る源泉徴収税額は、上記②により控除できる外国法人税の額に相当する金額の控除後の金額とされる。
- ④ 特定目的会社は、その利益の配当の額の支払を受ける者に対し、上記②により控除できる外国法人税の額に相当する金額を通知しなければならないこととされる。
- ⑤ 上記の改正は、投資法人の配当等に係る二重課税調整、特定目的信託の利益の分配に係る二重課税調整及び特定投資信託の収益の分配に係る二重課税調整についても同様とされる。

上記の改正は、平成32年1月1日以後に支払われる利益の配当等について適用される。

### (2) 不動産関連法人の株式譲渡益課税

非居住者等に係る不動産関連法人の株式等譲渡益課税について、適用対象となる株式等の判定時期が、株式等の譲渡の日前365日以内のいずれかの時に見直される。

上記の改正は、平成31年分以後の所得税及び平成30年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用される。

## 個人所得課税

### 1 給与所得控除等の見直し等

働き方の多様化への対応とともに、所得再分配機能の回復の観点から、各種控除の見直しが行われている。

#### (1) 給与所得控除等の見直し

給与所得控除については、以下の改正が行われる。

- 控除額が一律 10 万円引き下げられる
- 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が、850 万円（現行 1,000 万円）に引き下げられ、給与所得控除額の上限額が 195 万円（現行 220 万円）に引き下げられる。

給与等の収入金額(A)	現行(平成 29 年分)の給与所得控除額	改正案の給与所得控除額(※)
162.5 万円以下	(A) × 40%	55 万円
162.5 万円超 180 万円以下	65 万円に満たない場合は 65 万円	(A) × 40% - 10 万円
180 万円超 360 万円以下	(A) × 30% + 18 万円	(A) × 30% + 8 万円
360 万円超 660 万円以下	(A) × 20% + 54 万円	(A) × 20% + 44 万円
660 万円超 850 万円以下	(A) × 10% + 120 万円	(A) × 10% + 110 万円
850 万円超 1,000 万円以下		195 万円(上限)
1,000 万円超	220 万円(上限)	

※なお、子育て・介護世帯に配慮し、(4)の所得金額調整控除を設けることにより税負担が増加しないような措置が講じられている。

## (2) 公的年金等控除の見直し

公的年金等控除については、以下の改正が行われる。

イ 控除額が一律 10 万円引き下げられる。

ロ 公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合の控除額について、195 万 5 千円の上限が設けられる。

ハ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円を超え 2,000 万円以下である場合の控除額が上記イ及びロの見直し後の控除額から一律 10 万円、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 2,000 万円を超える場合の控除額が上記イ及びロの見直し後の控除額から一律 20 万円、それぞれ引き下げられる。

## (3) 基礎控除の見直し

基礎控除額は、控除額が現行の 38 万円から一律 10 万円引き上げられて 48 万円となる。ただし、合計所得金額が 2,400 万円を超える個人については、基礎控除額が下記のように段階的に通減することとなる。

合計所得金額	現行の基礎控除額	改正案の基礎控除額
2,400 万円以下	38 万円	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下		32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下		16 万円
2,500 万円超		0

## (4) 所得金額調整控除

その年の給与等の収入金額が 850 万円を超える居住者で、以下のいずれかに該当する場合には、

- 特別障害者に該当するもの
- 23 歳未満の扶養親族を有するもの
- 特別障害者である同一生計配偶又は扶養親族を有するもの

給与等の収入金額(その給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合には 1,000 万円)から 850 万円を控除した金額の 10%に相当する金額が給与所得の金額から控除される。

## (5) 配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除の判定の基礎となる合計所得金額の見直し

- 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が 48 万円以下(現行 38 万円以下)に引き上げられる
- 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が 48 万円超 133 万円以下(現行 38 万円超 123 万円以下)とされる

## (6) 青色申告特別控除の見直し

青色申告特別控除額については、以下の改正が行われる。

対象	現行	改正案
取引を正規の簿記の原則に従って記録している者	65万円	55万円
取引を正規の簿記の原則に従って記録している者で、下記いずれかに該当する場合 ・ その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、所定の電磁的記録の備付け及び保存を行っていること ・ その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出をその提出期限までにe-Taxを使用して行うこと	—	65万円

(注)上記の改正は、平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用される。

## その他

### 1 国際観光旅客税の創設等

#### (1) 国際観光旅客税(仮称)の創設

平成31年1月7日以後の出国1回につき1,000円の国際観光旅客税が課される。

#### (2) 森林環境税(仮称)の創設

平成36年度から、国内に住所を有する個人に対し年額1,000円の森林環境税が課される。

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan)

## お問い合わせ

### デロイトトーマツ税理士法人 東京事務所

所在地 〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

Tel 03-6213-3800(代)

email [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数の指しします。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001